



国土交通省

東北運輸局プレスリリース

《発表記者会：東北電力記者会》

《 〃 〃 : 宮城県政記者会》

平成31年1月25日

国土交通省 東北運輸局

東北運輸局管内の一般乗用旅客自動車運送事業者 に対する行政処分等を行いました。

東北運輸局管内の各運輸支局が監査を実施した一般乗用旅客自動車運送事業者のうち、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められた事業者に対し、平成30年12月は7件の行政処分等を行いましたのでお知らせします。

なお、詳細は別紙のとおりで、下記の事項を記載しております。

記

- 1 行政処分等の年月日
- 2 事業者の氏名又は名称（法人番号、代表者名）
- 3 事業者の所在地
- 4 営業所の名称
- 5 営業所の所在地
- 6 行政処分等の内容
- 7 主な違反の条項
- 8 違反行為の概要

《問い合わせ先》

東北運輸局 自動車交通部 自動車監査官

担当：高山、渡邊

Tel : 0 2 2 - 7 9 1 - 7 5 3 2

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

平成30年12月分

番号	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要
1	平成30年12月3日	向陽タクシー株式会社 (法人番号8370301000472) 代表者 石母田 久雄	宮城県石巻市 向陽町一丁目1 番地29号	本社営業所	宮城県石巻市 向陽町一丁目1 番地24号	輸送施設の使用停止 (20日車) 及び 文書警告	道路運送法 第27条第3項	平成30年1月9日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、4件の違反が認められた。 (1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、 (2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、 (3)事故惹起運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、 (4)事故惹起運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
2	平成30年12月6日	仙台中央タクシー株式会社 (法人番号8370001006646) 代表者 神田 博志	宮城県仙台市 宮城野区扇町五 丁目5番地20号	本社営業所	宮城県仙台市 宮城野区扇町 五丁目5番地2 0号	輸送施設の使用停止 (10日車)	道路運送法 第27条第3項	平成30年8月27日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。 (1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
3	平成30年12月26日	仙南タクシー株式会社 (法人番号9370001019449) 代表者 高澤 雅哉	宮城県仙台市 宮城野区日の出 町一丁目6-27	本社営業所	宮城県仙台市 宮城野区日の 出町一丁目6- 12	文書警告	道路運送法 第27条第3項	平成30年12月26日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。 (1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
4	平成30年12月26日	宮城タクシー株式会社 (法人番号6370001002382) 代表者 千葉 武弘	宮城県仙台市 太白区富田字京 ノ北109(56B -10L)	本社営業所	宮城県仙台市 太白区富田字 京ノ北109(56 B-10L)	文書警告	道路運送法 第27条第3項	平成30年12月26日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。 (1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
5	平成30年12月26日	平和交通株式会社 (法人番号7370001012208) 代表者 中川 昌信	宮城県仙台市 青葉区国見五丁 目4-22	国見営業所	宮城県仙台市 青葉区国見五 丁目4-22	文書警告	道路運送法 第27条第3項	平成30年12月26日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。 (1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
6	平成30年12月26日	仙台第一交通株式会社 (法人番号8370001006712) 代表者 北浦 歳彦	宮城県仙台市 宮城野区中野四 丁目2-3	本社営業所	宮城県仙台市 宮城野区中野 四丁目2-3	文書警告	道路運送法 第27条第3項	平成30年12月26日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。 (1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
7	平成30年12月26日	有限会社北都交通 (法人番号6370002018989) 代表者 熊谷 輝文	宮城県仙台市 泉区高森四丁目 2-613	本社営業所	宮城県仙台市 泉区高森四丁 目2-613	文書警告	道路運送法 第27条第3項	平成30年12月26日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。 (1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)